

証券会社の行為規制等に関する内閣府令（昭和四十年大蔵省令第六十号）

改正案	現行
<p>（業務の状況につき是正を加えることが必要な場合）</p> <p>第十条 法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引（第四条第三号に規定する有価証券の売買取引をいう。）の受託等に関して、当該取引を防止するための売買管理が十分ではないと認められる状況</p>	<p>（業務の状況につき是正を加えることが必要な場合）</p> <p>第十条 法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>（新設）</p>